

(公開用)

諮問番号：平成 30 年度諮問第 6 号

答申番号：平成 30 年度答申第 3 号

答申書

1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

2 審査関係人の主張の要旨

(1) 請求人の主張の要旨

請求人は次の理由で本件処分の取消しを求めている。

年金が少ない中、保険税が高すぎる。

憲法 25 条違反である。

(2) 処分庁の主張の要旨

処分庁は、請求人の審査請求について次の理由で棄却を求めている。

ア 地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 705 条第 2 項及び丹波市国民健康保険税条例（平成 17 年丹波市条例第 48 号。以下「条例」という。）第 10 条に規定する賦課期日（平成 29 年 4 月 1 日。以下「賦課期日」という。）において請求人は丹波市国民健康保険の被保険者資格を有しているため、条例第 1 条に規定する国民健康保険税の納税義務者である。

イ 平成 29 年度の国民健康保険税賦課額に係る税率等については、平成 29 年 5 月 30 日に条例の一部改正がなされている（丹波市議会において可決され、同日公布・施行している）。

ウ 請求人の平成 29 年度国民健康保険税額は、上記条例に基づいて算出された額であり、本件処分の取消を求める本件審査請求は、棄却されることが相当である。

3 審理員意見書の要旨

(1) 一件記録及び条例によれば、本件処分は、法及び条例の規定に基づいたものと認められる。

(2) 請求人は、本件処分の取消しを求めており、その理由は、①国民健康保険税が高すぎる、②憲法第 14 条違反、③同第 25 条違反、及び④同第 30 条違反がある、というものであるが、いずれも取消しの理由にならず、違反するものでもない。

(3) 以上から、請求人の主張に基づき本件処分を取消すべきであるとはいえず、他にも本件処分を取消すべき理由は特に認められない。

4 審査会の判断の理由

(1) 審理員の事実認定について

適正に行われている。

- (2) 法令解釈を含めた審査庁の判断について
妥当である。

- (3) 審査会の判断について

本件処分は、審理員意見書のとおり、国民健康保険税の税額に対し不服を申し立てるものであるが、条例の適法・有効性や国民健康保険税の計算方法・結果の誤り等は見受けられない。

したがって、本件処分は適正に行われたものと認められ、本件審査請求を棄却すべきであるとした審理員意見書の判断についても、これを是認するものである。